京都社会福祉事業企業年金基金 理事長 櫛田 匠 (公印 略)

## マイナンバー (個人番号) のご提供のお願い

平素は、京都社会福祉事業企業年金基金(以下、当基金という)の業務運営にご理解ご協力を賜りましてありがとうございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法という)により、法定調書の作成のために、貴法人等からの退会手続において退職者のマイナンバー(以下、個人番号という)を当基金にご提供いただく必要がございます。

つきましては、以下の通り対象者の個人番号の提供をお願い申し上げます。

1.当基金が個人番号を利用する目的

## 年金や脱退一時金等の支給にかかる「法定調書の作成等」に利用いたします。

(公的年金等支払い報告書・支払い調書・源泉徴収票、個人番号の確認等)

- \*当基金は、企業年金基金として、企業年金関係の事務において個人番号を取り扱うため、「個人番号利用事務実施者」になります。(番号法別表第1)
- 2.個人番号の提供・利用のイメージ図

<「退会届」(様式第7号-2)とあわせて「個人番号届」の提出をお願いいたします。> 京都社会福祉事業企業年金基金 個人番号の送付 裁定の請求等 法定調書等作成の委託 「個人番号届」 (個人番号を記載) (個人番号も送付) 法人等 三井住友信託銀行 給付 法定調書等の提出 \*なお、「個人番号届」の提出 退職者本人 (個人番号を記載) をもって基金への個人番号 のご提供を承諾いただいた ものとして取扱いをいたし 税務当局 ます。

3. 当基金の特定個人情報等の取扱いに関する規程を公開しています。

基金/共済会のホームページ (http://www.kyousaikai.or.jp) に掲載しておりますので、ご確認をお願い申し上げます。

- ・「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」
- •「特定個人情報取扱規程」
- 4. 当基金の個人番号の管理方法

ご提出いただきました「個人番号届」の管理方法は次の通りです。

(1) 保管

信託銀行提出用 :信託銀行が保管

基金控え : 給付が完了するまで、キャビネット(鍵付き)で保管

(2) 廃棄

基金控えは、保管期限が終了後、溶解業者へ証明付きで廃棄

(3) 記録簿

個人番号届の基金控えを「受理」・「銀行へ送付」の記録簿とします。 銀行から提供される給付リスト等を廃棄簿とします。

## 5.その他

- ・基金の所管である厚生労働省や関係省庁の指導により取扱いを変更することがございます。
- ・個人番号の提供を拒否される場合は、お手数ですが、拒否の申出をしてください。
- ・基金に移行できなった共済会会員様の退職金請求の場合、個人番号の提供は不要です。
  - →「退会届・退職給付金請求書」(A3 左半分)のみを作成のうえ提出をしてください。
  - → 「退職所得の受給に関する申告書・退職所得の申告書」は、税務当局より最新の書式を入 手し、法人が作成の上保管してください。

(国税庁 https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/1648\_37.htm)

- →「退職所得の源泉徴収票」は、送金通知とあわせてお届けいたします。
- ・ご不明な点がございましたら、基金事務局までお問い合せください。(Tel:075-252-5888)

## [参 考]

(1)「個人番号関係事務実施者」(事業者・法人)が「個人番号利用事務実施者」(基金)に個人番号 を提出することについて(=個人番号関係事務)

事業者が、法令に基づき、従業員等の個人番号を給与所得の源泉徴収票、支払調書、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届<u>等の書類に記載して、行政機関等及び健康保険組合等に提出する事務である。</u>行政機関等及び健康保険組合等の個人番号利用事務実施者は、このようにして提出された書類等に記載されている特定個人情報を利用して、社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務を行うこととなる。

出: [取扱いに関するガイドライン 事業者編] (特定個人情報保護委員会)

第4-1-(1) -A 個人番号を利用することができる事務の範囲-b 個人番号関係事務

- \*「行政機関等及び健康保険組合等」が、番号法で定める「個人番号利用事務実施者」 (=当基金)になります。
- (2)「個人番号利用事務」: 番号法9条1項、2項 参照
- (3)「個人番号利用事務実施者」:番号法別表第1 参照
- (4)「個人番号関係事務」:番号法9条3項 参照
- (5)「個人番号届」: 当基金に個人番号をご提供いただくための届出書です。(複写式)